

日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書

委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

令和3年6月18日提出

日曹金属化学株式会社

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	事業計画	対象事業の目的	(4月16日現地調査での質疑・意見) 施設が老朽化するとどうなるのか。また、耐用年数はどのくらいになるのか。	(4月16日現地調査での回答) 分解炉については内側にレンガを張っており、老朽化するとレンガの目地が損傷してそこから腐食性ガスが浸透し、缶体の鉄が腐食します。毎年の点検で、目地の割れ、缶体の一部に変形が確認されており、缶体に穴が開くことや漏洩することが懸念されます。廃熱回収ボイラーについても、腐食性ガスを扱っており、水管の減肉が年々進んでおり、水管内部は高圧になっているため、破裂の危険性も考えられ大きな事故に繋がり易いことから、更新を考えています。 現在の分解炉は平成4年に建て替えられた2代目の分解炉です。前は15、16年程度で老朽化により更新しましたが、現在の分解炉は29年程度使用しています。使用年数が違う理由は、以前は廃硫酸の性状が安定しておらず、設備の劣化を招く原因となっていました。現在は性状が安定した石油精製から排出される廃硫酸を扱っているため、結果として先代の分解炉に比べ使用年数を長くすることができています。
2	事業計画	対象事業の目的	(4月16日現地調査での質疑・意見) 新施設と既施設の違いは何か。性能は向上するのか。	(4月16日現地調査での回答) 能力等も含め、基本的な変更はありません。但し、バーナー等は性能が良くなる可能性があるため、機器の性能については検討したいと考えています。
3	事業計画	対象事業実施区域	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での質疑) 対象事業実施区域のラインの根拠はなにか。実際の工事の着手するエリアではなく、貴社の土地の所有権上の筆界でよろしいか。	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での回答) 対象事業実施区域のラインは弊社が持っている土地の範囲となっており、凸凹の部分は親会社が所有しています。実際の工事に着手する範囲とは異なります。
4	事業計画	設備の計画	(4月16日現地調査での質疑・意見) 新施設が完成したら既存施設はどうするのか。	(4月16日現地調査での回答) 新施設の設置後は、既設の配管は新施設に接続し、既存施設は存在しているものの稼働できなくなるため、同時稼働は行われません。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
5	事業計画	既存施設	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 既存施設は、おおよそいつ頃に撤去等を行う考えなのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 新設施設の性能や順調な稼働状況を確認した後、2～3年で解体する考えです。
6	事業計画	既存施設	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 新設施設の建設をしている段階では、既存施設の解体は予定していないのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) その通りです。
7	事業計画	土地利用計画	(4月16日現地調査での質疑・意見) 形質変更の面積は3000m ² を超えているか。	(4月16日現地調査での回答) 改変面積は3000m ² を超えておりません。
8	事業計画	処理する廃棄物の種類	(4月16日現地調査での質疑・意見) 受け入れている廃硫酸には他に何か含まれていないのか。	(4月16日現地調査での回答) カーボンの他、石油会社の設備から出てくる鉄分や微量のオイル分が含まれています。 (現地調査後の追加回答) 搬入される廃硫酸には微量の特定有害物質が含まれている場合があります、それらは焼却工程や排ガス処理工程において処理しております。
9	事業計画	処理する廃棄物の種類	(4月16日現地調査での質疑・意見) 石油メーカーのどの工程から廃硫酸が発生するのか。	(4月16日現地調査での回答) ハイオクガソリンを製造する際に、アルキレーションという工程があり、そこで硫酸を触媒として使用し、廃硫酸が発生します。
10	事業計画	建築計画	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 既存施設が錆びているのはなぜか。また、新設施設の使用年数はどのくらいか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 錆びている原因としては、取り扱っている物質が腐食性の物質であることや、工場が海に近く、塩害等の影響が考えられます。また、事業が安定しない時期があり、その時期に塗装等が疎かになったことも挙げられます。新設施設の寿命については、既存施設と同程度の30年弱を想定しています。
11	事業計画	処理施設の概要	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 施設を置き換えた前と後で環境負荷がどのように変化するのか。方法書にそれについて記載が必要と思われる。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 既存施設と新設施設で大きく環境負荷は変わりませんが、導入する機器はなるべく省エネルギー機器を導入し、既存施設よりは環境負荷の少ない機器を採用することを検討しています。その旨を方法書に記載する件、承知しました。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
12	事業計画	処理施設の概要	(4月16日現地調査での質疑・意見) 施設から出ている湯気は何か。	(4月16日現地調査での回答) スチームのドレンです。 (※ドレンとは配管内に溜まったスチームの凝縮水(高温)です。) (現地調査後の追加回答) ドレンを排出しないと加温効率の低下や配管の振動(ウォーターハンマー)の原因になり、機器の破損にも繋がりますのでスチームトラップより定期的に排出されます。
13	事業計画	処理施設の概要	(4月16日現地調査での質疑・意見) ミストコットレルでの硫酸ミストの除去方法はどのようなものか。	(4月16日現地調査での回答) ミストコットレルの内部は極板と放電線が交互に配置されており、極板と放電線間に約5万ボルトの電圧を掛けて硫酸ミストを除去しています。 (現地調査後の追加回答) ミストコットレルは一般的に電気集塵と呼ばれます。極板と放電線間の高電圧(約5万ボルト)によりコロナ放電が形成されガス中の硫酸ミストに耐電させて極板側へ捕集し除去します。
14	事業計画	処理施設の概要	(4月16日現地調査での質疑・意見) 生成された石膏はどこで利用されるのか。	(4月16日現地調査での回答) セメント会社へ送られます。弊社から出る石膏は水和物であり、通常では固まらないため、セメント会社で燃焼し水分を除去し使用します。
15	事業計画	処理施設の概要	(4月16日現地調査での質疑・意見) 通常の真っ白な石膏と異なり、少し色が付いてみえるのは何故か。	(4月16日現地調査での回答) 鉄分が含まれているため色(赤み)が付いています。中和工程における排水のpHの値により色が若干変わります。
16	事業計画	処理施設の概要	(4月16日現地調査での質疑・意見) 排水中に鉄分以外の金属類が含まれるのか。	(4月16日現地調査での回答) 基本的には石膏に吸収されるため、排水中には残りません。
17	事業計画	処理施設の概要	(4月16日現地調査での質疑・意見) 冷却塔での希硫酸の冷却方法はどのようなものか。	(4月16日現地調査での回答) 冷却塔では希硫酸がポンプにより循環されており、その酸を上部からスプレーしてガスを冷却しています。
18	事業計画	廃棄物の処理工程	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での質疑) 重油を燃焼すると記載されているが、この重油は近隣するコンビナートから生成された石油から作られた重油を使用しているのか。原材料を近くから調達しているのか。	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での回答) 重油については、親会社である日本曹達(株)が集中購買しているため、必ずしも近隣からというわけではありません。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
19	事業計画	廃棄物の処理工程	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 貴社で生成された硫酸は、ハイオクガソリンを製造する近隣の工場に出荷しているのか。地域内で循環利用しているのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 弊社で廃硫酸を処理して製造する硫酸については、ハイオクガソリンのアルキレーション設備で使用されますが、近隣で使用している工場は無く、県外に出荷しています。
20	事業計画	廃棄物の処理工程	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 貴社に持ち込まれる廃硫酸についても県外から持ち込まれるのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 持ち込まれる廃硫酸は、割合として県外が約6~7割、残りが県内となります。弊社の取引先になる、アルキレーション設備を持つ大きな製油所が県外に2つ、県内に1つあります。
21	事業計画	排出ガス	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 大気自主基準について、酸素濃度はどのように定めているのか。全ての項目を廃棄物焼却炉の基準値の12%で定めているのか、それとも焙焼炉と廃棄物焼却炉で、それぞれ異なる酸素濃度を定めているのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 大気質の測定における酸素濃度については、決まっている数字があるため、後日補足説明します。 (5月21日 千葉県環境影響評価委員会後の追加回答) 自主基準の酸素濃度については、大気汚染防止法において焙焼炉の基準が適用される窒素酸化物については14%、ばいじんについてはOs(排ガス中の酸素濃度)としています。その他の項目については、塩化水素及び水銀については大気汚染防止法における廃棄物焼却炉の基準に、ダイオキシン類は廃棄物の処理及び清掃に関する法律における廃棄物焼却炉の基準に準拠し、12%としております。 なお、硫黄酸化物については排出量の基準を考慮して算出された濃度であるため、酸素濃度は設定しておりません。
22	事業計画	排出ガス	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 大気中の硫酸化合物の測定はされているのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 煙突からの排出ガスに関しては、2ヶ月に1回、定期的に計測しています。 (5月21日 千葉県環境影響評価委員会後の追加回答) 定期的に測定しているのは硫黄酸化物であり、大気汚染防止法に基づき行っています。硫酸化合物の測定は実施しておりません。
23	事業計画	排水	(4月16日現地調査での質疑・意見) 降雨時は雨水が排水の中心となるのか。	(4月16日現地調査での回答) 集中豪雨の場合はそうなります。
24	事業計画	排水	(4月16日現地調査での質疑・意見) 生活排水には浄化槽排水も含まれるのか。	(4月16日現地調査での回答) 浄化槽から出た排水も含まれております。
25	事業計画	排水	(4月16日現地調査での質疑・意見) pHの値はどのくらいなのか。	(4月16日現地調査での回答) 6.0~8.5に調整した上で、委託先の排水処理施設に流しております。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
26	事業計画	排水	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 現地調査の際に、施設内で浄化槽等を用いて一定程度処理をした後に隣接事業所の排水処理施設に送っているとの説明があったことから、方法書には生活排水と漠然と記載せず、処理をした上での排水を隣接事業所に送っていると記載したほうが影響等を検討する際に判断しやすいと思われる。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 準備書で適切に表現します。
27	事業計画	廃棄物処理計画	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 燃え殻を会津工場で処理すると記載されているが、ガラス固化して安定型処分場で処分するのか、管理型処分場で最終処分するのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 燃え殻の処理については、弊社の会津工場へ持ち込み、キルンで減容化し、契約している管理型最終処分場に持ち込みます。
28	事業計画	余熱利用計画	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 発生した熱エネルギーについては回収し、蒸気を隣接事業場で熱源として使用すると記載されているが、これは排水処理を委託している隣接事業場の水処理施設で使用するという事なのか。またその使用方法について教えてほしい。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 蒸気については弊社内で自家使用して、余剰分を隣接する日本曹達(株)の製造装置の加熱・加温等に使用しており、排水処理施設で直接使用しているわけではありません。
29	事業計画	粉じん対策	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 工事中において、粉じんが発生すると思われるが、環境保全措置の中の対策として、適宜フェンスを設置する、散水を行う等の対策が記載されている。具体的にどのようなフェンスを設置するのか、散水の計画はどのくらいの頻度で行われるのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 散水については、工種や、季節、時期等を考慮し、必要に応じて適切に行っていきます。フェンスについては、なるべく影響を低減できるものを選定して設置したいと考えています。
30	事業計画	廃棄物等対策	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 掘削土は、場内で処理すると記載されているが、場内に緑地があるという事なのか、それとも場内に緑地を整備するという事なのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 掘削土については、事務所棟の移転等により緑地が変更になるため、その緑地の整備等に使用する計画です。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
31	大気質	光化学オキシダント	(4月16日現地調査での質疑・意見) 光化学オキシダントは市原市としても注意報が発令されるなど、相当深刻な問題だと思われる。VOCを排出しないため項目として選定しないとのことだが、周囲には発生源が多くあり、NOxは排出するのであれば、施設の稼働により光化学オキシダントは生じるとと思われる。予測が複雑であり定量化できないということであれば分かるが、非選定する理由として納得できない。	(4月16日現地調査での回答) 光化学オキシダントについては、VOCは完全燃焼により排出されず、NOxについても既存施設のモニタリング結果から、法令や環境保全協定で定める値よりも低い値で維持・管理されており、将来もこの管理を維持する計画であることから、方法書では項目として選定しておりませんが、ご指摘を踏まえ、状況に応じて検討したいと考えています。 (現地調査後の追加回答) 上記に加え、光化学オキシダントについては発生源からの寄与を定量的に予測する手法が確立されていないため、項目として選定しておりません。
32	大気質	調査	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での質疑) 計測する地点の表示が大きすぎて曖昧であり、どのあたりで調査をするのか、方針はあるのか。	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での回答) 方法書の図で示された点線は、今回の煙突の高さから最大影響が出ると思われる範囲をさらに2倍にした範囲で、調査範囲として示しています。その中で土地利用を鑑み、公園等の一般の方々が集える場所の中で調査地点を選定しました。準備書では小さい点で表示します。対象事業実施区域内の地点につきましては、東側に居住区があることから、居住区側に寄った東側で環境調査の地点を選定しています。
33	大気質	調査	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での質疑) 大気の調査地点について、現段階では予測をしていないので、住宅があるエリアの公園等に設置する予定と記載されているが、準備書の段階で、現況の風のデータを入れて最大着地濃度の地点が明らかになった際は、最大着地地点近傍に調査地点を移動する等の措置はあるのか。	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での回答) 一年間の気象と、大気質を計測し、近隣住居側での代表的な地点で調査をしていく考えですが、予測は調査をした後に計算をすることから、最大着地地点が明らかになるのは、調査を終えた後になります。基本的には今回の調査地点と新たな計算した結果で準備書をまとめる考えです。また、最大着地の濃度がどのレベルなのか考慮した上で、判断したいと考えています。
34	大気質	予測	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での質疑) 気象条件において調査結果を使用するとなれば、上層気象が重要であると思われるが、方法書に記載されている、7日間×4季での調査結果だけを使用するという事なのか。	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での回答) 上層気象においては、現地での観測結果を一番重要視する考えですが、一部既存資料が公開されていることから、それらとの比較検証を行った上で、予測評価します。
35	大気質	予測	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での質疑) 大気質は拡散シミュレーションと測定を両方行われると記載されているが、拡散シミュレーションに測定される気象は反映されるのか。	(5月21日千葉県環境影響評価委員会での回答) 現地にて気象の状況を観測し、その結果をシミュレーションの気象条件として当て込んで予測するため、調査の結果をシミュレーションに活かして予測・評価する考えです。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
36	水質	調査	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 工事の実施の中で水素イオン濃度の項目が×となっている理由は何か。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会後の追加回答) 工事中においては、既存施設と同様に改変範囲から生じる排水は、場内の側溝により集水し、pH調整槽で調整の上、隣接事業場へ委託して適切に処理します。また、排水が生じる可能性が考えられる基礎工事等を行う範囲は狭く、期間も一時的であると考えられることから、項目として選定していません。
37	水質	調査	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 排水は原則として表層から採水と記載されているが、海においては、水質が問題になるのは底層だと思われるが、表層と限定している理由はなにか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 護岸からの調査を予定しており、測定上の問題から、表層の水を調査することにしていきます。 (5月21日 千葉県環境影響評価委員会後の追加回答) 海域（放流口周辺）を調査する目的につきましては、隣接事業場において処理された後の排水が海域に与える負荷量・濃度を把握するためであり、その比較対象として、最も影響を受けると考えられる表層を想定して調査を行う考えです。
38	水質	予測	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 水質の予測方法のところで定性的に予測すると記載されているが、どのようにするのか。水質と排水量を計測していると思われることから、定量的と記載してよいのではないか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 公共用水域への排水は親会社である隣接事業場から排水することは現状と将来も同じであり、弊社分の負荷量を定量的に明らかにし、それを基に海域への影響について定性的にコメントするという趣旨でこのように記載しました。定量的と記載すること、承知しました。
39	騒音及び超低周波音	調査	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 低周波音と超低周波音の調査について、G特性と、1/3オクターブバンドを整理すると記載されているが、これは全体の音圧レベルと、周波数ごとの音圧レベルをどちらも整理するのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) ご指摘のとおりです。
40	騒音及び超低周波音	調査	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 土地利用の状況で保全対象となる、住居や学校等の分布を把握すると記載されているが、これは利用の状況を調査した上で、必要であれば測定点を増やす対応を考えているという理解で間違いはないか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 方法書段階で地域概況を整理しておりますが、準備書の現地調査段階でも、周辺の土地利用を改めて確認します。ただし、周辺は工業専用地域となっており、大きな土地利用の変化は今のところ考えられないことから、測定点の増減は考えておりません。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
41	悪臭	調査	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 特定悪臭物質22物質を大気拡散シミュレーションで予測すると記載されているが、22物質の内、発生源の基準値が決まっている13物質についてシミュレーションするのか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 大気拡散シミュレーションは、特定悪臭物質ではなく臭気指数について予測します。 (5月21日 千葉県環境影響評価委員会後の追加回答) なお、搬入・貯留される廃棄物から発生する悪臭物質については、特定悪臭物質及び臭気指数を対象として、現施設及び悪臭防止対策を勘案して定性予測を行う考えです。
42	地形及び地質等、地盤、土壌	調査	(4月16日現地調査での質疑・意見) 環境影響評価項目の選定で、地形及び地質等、地盤を選定しない理由として、元々埋立地であることが挙げられているが、東京湾の他の事例を参照すると砒素やフッ素等が検出されていることから、埋立地だからといって問題ないとは言えないのではないか。 既存施設を設置する際に調査は行っていないか、あるいは調査を行ってれば分析例をだすのはどうか。4m程度の浅い土壌からでも砒素等が出る事例があるので、可能ならば検討いただきたい。	(4月16日現地調査での回答) 土壌汚染について選定して、汚染物質が検出されないか確認したいと考えています。 (現地調査後の追加回答) 既存施設の設置時には、土壌調査は行っておりません。また、本事業においては基礎工事において深度約1.8mの掘削を行う計画です。 なお、土壌に係る調査については、「土壌の汚染に係る環境基準について」、「土懸濁液のpH試験方法」、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に基づき、掘削を行う範囲において1地点で表層土壌のサンプリングを行い、土壌汚染濃度の状況を把握する考えです。
43	土壌	調査	(4月16日現地調査での質疑・意見) 既存施設の地下部に、施設の稼働に由来した影響はないのか。	(4月16日現地調査での回答) 分解炉・廃熱回収ボイラーの地下に、何かが漏れだしているということはありません。
44	土壌	調査	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 土壌の調査地点について、掘削する範囲の1地点である理由はなにか。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 土壌汚染の調査範囲については、半分以上に事務所が立地しており、調査が難しいのが実態です。可能なところで1地点調査を実施しますが、準備書では、調査結果と共に環境保全措置、配慮すべき事項を整理し、仮に汚染等があった場合等の措置も記載したいと考えています。
45	土壌	調査	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 土壌の調査地点について、縮尺から、一辺25mの四角の範囲での調査という認識でよろしいか。調査地点について、縮尺を上げて、拡大して表現された方がよい。	(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 土壌の調査地点で示した場所が、新たに分解炉・ボイラーを設置する位置となっており、この中の1地点で調査することを考えています。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
46	動物	調査	<p>(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での質疑) 今回は問題にならないが、埋め立て地は自然環境がなく人工的だと思われがちだが、埋め立て地だからこそ維持されている自然環境がある。生物相を選定しない理由として、表面的なありかたで問題ないという思い込みでの結論を書くのはよろしくないと思われる。</p>	<p>(5月21日 千葉県環境影響評価委員会での回答) 埋め立て地の自然特性・環境特性があるものと、既存資料を調査する上で事業者側も認識していますが、今回の改変区域内においては、アスファルトで舗装された道路や、建築物等の人工改変地であることを考慮して、このような選定結果として整理しました。</p>

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
47	海洋生物	調査	<p>(4月16日現地調査での質疑・意見)</p> <p>動物・植物が選定項目に入っていないが、海洋生物に対する影響を調査する必要があると思われる。水質の項目で排水に関する影響は選定されているが、であるならば海洋生物の影響もある可能性が出てくると思われる。特にこの地域では、底生動物で絶滅危惧Ⅰ類Ⅱ類、県の最重要保護生物が確認されていることから検討していただければと思う。</p>	<p>(4月16日現地調査での回答)</p> <p>施設の稼働に係る水質は選定していますが、海洋生物については、排水として出る総量に対して、弊社の水の割合が低いことを考慮して今回は選定していません。</p> <p>(現地調査後の追加回答)</p> <p>海洋生物を選定していない理由を以下のとおり補足いたします。別紙に示す水質の調査結果のとおり、本事業場からの排水は、隣接事業場において処理される排水に対して負荷量・濃度とも影響は極めて小さいと考えております。</p> <p>また、既存資料調査により整理した底生動物の絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類、県の最重要保護生物については、その多くは干潟等の潮間帯に生息するものであり、水深(干潮時で約6～7m)のある放流口周辺とは生息環境が異なること、さらに、放流先は埋立地に整備された人工的な港湾であり、周辺のセメント・石油化学製品等のプラントに係る大型船舶の出入も多く、放流口周辺に生息する種は人為的な影響のある環境下で生息するものであり、排水に伴う海洋生物への影響は極めて小さいと考えられるため、項目として選定していません。</p> <p>(5月21日千葉県環境影響評価委員会後の追加回答)</p> <p>「現地調査後の追加回答」について補足いたします。</p> <p>上記の追加回答は、底生動物の絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類及び県の最重要保護生物に限った説明となっておりますが、この他にも既存資料調査により重要な種が確認されております。ただし、それらの種につきましても多くは干潟等の潮間帯や砂浜、河口部(汽水域)などに生息する種であり、放流口周辺とは生息環境が異なること、放流口周辺に生息する種は人為的な影響のある環境下で生息する種であること、また、別紙に示すとおり、本事業場からの排水は、隣接事業場において処理される排水に対して負荷量・濃度とも影響は極めて小さいと考えられることを考慮し、項目として選定していません。</p>

【別紙】

表 既存施設における水質調査結果(生活環境項目:2021年3月)

項目	単位	対象事業実施区域内		対象事業実施区域外	
		pH調整槽 (No.1)	隣接事業場 排水処理前:曝気槽 (No.2)	隣接事業場 排水処理後:放流前 (No.3)	環境保全協定 に基づく基準値
排水量	m ³ /日	141	1,144	4,356	7,504
水素イオン濃度(pH)	-	7.8	7.5	7.8	-
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.2	920	0.9	-
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	7.5	500	4.5	23
浮遊物質(SS)	mg/L	8	45	3	20
溶存酸素(DO)	mg/L	3.6	6.4	8.5	-
大腸菌群数	個/cm ³	80	53000	1	-
窒素含有量(全窒素)	mg/L	4.9	27.8	2.3	20
リン含有量(全りん)	mg/L	0.9	2.4	<0.1	2
亜鉛含有量	mg/L	0.3	0.5	<0.1	1
ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩	mg/L	0.057	0.061	0.0012	-

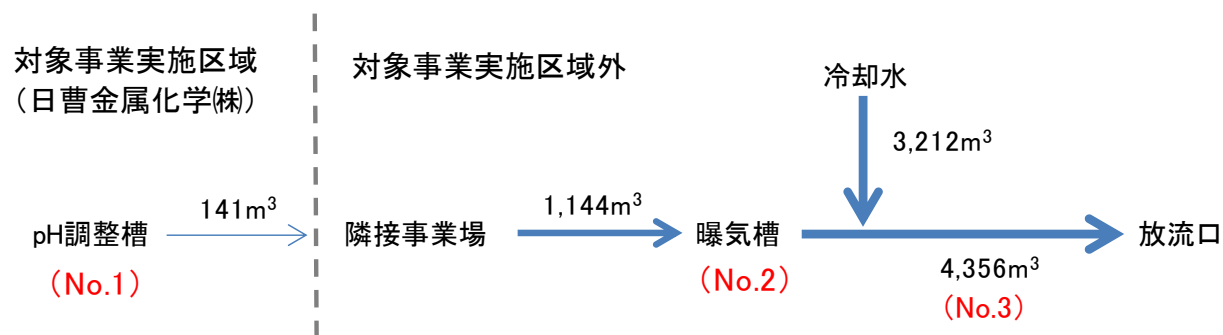


図 排水量の内訳(2021年3月)